

国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本規則

〔平成24年4月1日
規則第 21 号〕

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本方針(平成24年4月1日制定。以下「運用基本方針」という。)に基づき、国立大学法人愛媛大学(以下「本学」という。)の情報システムの安定的かつ効率的な運用に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学情報システムを運用・管理・利用する全ての者に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

情報処理及び情報ネットワークに係るシステム(患者情報システムを含む。)で、本学情報ネットワークに接続する次の機器等をいう。

ア 本学により、所有又は管理されているもの

イ 本学との契約又は他の協定に従って提供されるもの

(2) 情報ネットワーク

情報ネットワークとは次のものをいう。

ア 本学により、所有又は管理されている全ての情報ネットワーク

イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク

(3) 基幹ネットワーク

本学情報ネットワークのうち、愛媛大学先端研究・学術推進機構総合情報メディアセンター(以下「総合情報メディアセンター」という。)が運用責任を持つ情報ネットワークをいう。

(4) 情報

情報とは次のものをいう。

ア 情報システム内部に記録された情報

イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ 情報システムに関係がある紙媒体に記載された情報

(5) ポリシー

本学が定める運用基本方針及び本規則をいう。

(6) 実施規程

ポリシーに基づいて策定される規程、基準及び計画をいう。

(7) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインをいう。

(8) 部局等

別表1の部局等の欄に掲げる部局等をいう。

(9) 利用者

教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。

(10) 教職員等

本学に勤務する職員（非常勤職員を含む。）及びその他部局等情報セキュリティ責任者が認めた者をいう。

(11) 学生等

本学の学部学生、大学院学生、研究生及びその他部局等情報セキュリティ責任者が認めた者をいう。

(12) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

(13) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(14) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(15) インシデント

情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、本学の諸規則又は法律に反する事故又は事件をいう。

(16) 明示等

情報を取り扱う全ての者が、当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

（最高情報セキュリティ責任者）

第4条 本学に、本学情報システムの運用に責任を持つ者として、最高情報セキュリティ責任者を置き、学長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

2 最高情報セキュリティ責任者は、ポリシー及び実施規程の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を行う。

3 最高情報セキュリティ責任者は、全学向け教育及び部局等の情報システム運用に関わる者に対する教育を統括する。

4 最高情報セキュリティ責任者に事故があるときは、最高情報セキュリティ責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（最高情報セキュリティアドバイザー）

第5条 最高情報セキュリティ責任者は、本学に情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

（総括情報セキュリティ責任者）

第6条 本学に、総括情報セキュリティ責任者を置き、総合情報メディアセンター長をもって充てる。

2 総括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示により、ポリシー並びに実施規程及び手順に基づき、本学情報システムの整備及び運用を行う。

3 総括情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用及び利用並びに情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー並び

に実施規程及び手順の遵守を確実にするための教育を実施する。

- 4 総括情報セキュリティ責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

(基幹ネットワーク管理者)

第7条 総括情報セキュリティ責任者は、情報ネットワークに関しての職務を代行する基幹ネットワーク管理者を指名する。

- 2 基幹ネットワーク管理者は、総括情報セキュリティ責任者の指示により、ポリシー並びに実施規程及び手順に基づき、本学情報ネットワークの整備及び運用を行う。

- 3 基幹ネットワーク管理者は、本学の情報ネットワークのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報ネットワークを代表する。

- 4 基幹ネットワーク管理者は、障害等（インシデント及び故障を含む。）が発生し緊急の初動対応を要する場合、総括情報セキュリティ責任者が行うべき職務を代行することができる。

(情報セキュリティ監査責任者)

第8条 本学に、情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策の実施状況について監査する。

(情報セキュリティ委員会)

第9条 本学における全学的な情報セキュリティに係る事項を審議するため、国立大学法人愛媛大学基本規則第12条第7項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学役員会の下に国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関することは別に定める。

(管理運営部局)

第10条 本学情報システムの円滑な運用を行うため、管理運営部局を定め、研究支援部情報システム課をもって充てる。

- 2 管理運営部局は、総括情報セキュリティ責任者の指示により、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 情報セキュリティ委員会の運営に関する事務
- (2) 本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ
- (3) 講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
- (4) 本学情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(部局等情報セキュリティ責任者)

第11条 部局等に、別表1のとおり部局等情報セキュリティ責任者を置き、部局等の長をもって充てる。ただし、附属学校園においては部局等の組織で協議の上決定する。

- 2 部局等情報セキュリティ責任者は、当該部局等における運用方針の決定及び情報システム上での各種問題に対する処置を統括する。

(部局等情報システム責任者)

第12条 部局等に、別表1のとおり部局等情報システム責任者を置き、当該部局等に所属する職員のうちから部局等の長が任命する。

- 2 部局等情報システム責任者は、部局等情報システムの構成の決定及び技術的問題に対する処置を担当する。

(部局等ネットワーク管理者)

第13条 部局等情報システム責任者は、当該部局等に、その職務の一部を代行する部局等ネットワーク管理者を置くことができる。

2 部局等ネットワーク管理者は、部局等情報システム責任者が指名し、部局等の長が任命する。

3 部局等ネットワーク管理者は、部局等情報システム責任者が行う職務のうち部局等情報ネットワークの構成の決定や技術的問題に対する処置を代行する。

(部局等情報システム管理者)

第14条 部局等情報システム責任者は、部局等情報システム管理者若干人を任命して実務を担当させることができる。

2 部局等情報システム管理者は、部局等情報システム責任者が指名し、部局等の長が任命する。

3 部局等情報システム管理者は、部局等情報システム責任者の指示により、部局等の情報システム運用の技術的実務を担当する。

(部局等情報セキュリティ委員会)

第15条 部局等に、部局等情報セキュリティ委員会を置くことができる。

2 部局等情報セキュリティ委員会は、当該部局等における次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) ポリシーの遵守状況の調査と周知徹底

(2) リスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施

(3) インシデントの再発防止策の策定及び実施

(4) 部局等情報システム管理者向け教育の計画及び企画

(5) その他部局等情報セキュリティ対策に関する必要な事項

(部局等情報セキュリティ委員会の構成員)

第16条 部局等情報セキュリティ委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 部局等情報セキュリティ責任者

(2) 部局等情報システム責任者

(3) 部局等情報システム管理者

(4) その他部局等情報セキュリティ責任者が必要と認める者

(部局等情報セキュリティ委員会の委員長)

第17条 部局等情報セキュリティ委員会の委員長は、部局等情報セキュリティ責任者をもって充てる。

(役割の分離)

第18条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務しない。

(1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者

(2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付)

第19条 情報セキュリティ委員会は、本学情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、紙媒体については機密性の観点から当該情報の格付及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

(本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第20条 最高情報セキュリティ責任者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く

行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第21条 最高情報セキュリティ責任者は、本学情報システムの運用業務の全て又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(見直し)

第22条 ポリシー、実施規程及び手順を整備した者は、見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、本学情報システムの運用等について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ組織体制基準(平成15年10月8日部局長会議決定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 部局等の区分(第3条, 第11条, 第12条関係)

部局等	部局等の組織	部局等情報セキュリティ責任者	部局等情報システム責任者
法文学部	法文学部	法文学部長	法文学部
教育学部	教育学部	教育学部長	教育学部
	附属教育実践総合センター		
社会共創学部	社会共創学部	社会共創学部長	社会共創学部
理学部	理学部	理学部長	理学部
医学部	医学部	医学部長	医学部
附属病院	附属病院	附属病院長	附属病院
工学部	工学部	工学部長	工学部
農学部	農学部	農学部長	部局等の組織で協議の上決定
連合農学研究科	連合農学研究科	連合農学研究科長	
社会連携推進機構	社会連携推進機構	社会連携推進機構長	社会連携推進機構 (城北キャンパスに設置されているセンターを含む)
	産学連携推進センター		
	知的財産センター		
	地域専門人材育成・リカレント教育支援センター		
	防災情報研究センター		
	地域共創研究センター		
	四国遍路・世界の巡礼研究センター		
	俳句・書文化研究センター		
	南予水産研究センター		
	植物工場研究センター		
	紙産業イノベーションセンター		
	地域協働センター西条		
	地域協働センター南予		
教育・学生支援機構	教育・学生支援機構	教育・学生支援機構長	教育・学生支援機構
国際連携推進機構	国際連携推進機構	国際連携推進機構長	国際連携推進機構
先端研究・学術推進機構 (総合情報メディアセンターを除く)	先端研究・学術推進機構	先端研究・学術推進機構長	沿岸環境科学研究センター
			地球深部ダイナミクス研究センター
			プロテオサイエンスセンター
			アジア古代産業考古学研究センター
			宇宙進化研究センター
			学術支援センター
埋蔵文化財調査室			
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	総合情報メディアセンター※
	総合健康センター		
	女性未来育成センター		
	ミュージアム		
	大学本部		
図書館	図書館	図書館長	図書館
附属学校園	附属小学校	部局等の組織で協議の上決定	部局等の組織で協議の上決定
	附属特別支援学校		
	附属幼稚園		
	附属中学校		
	附属高等学校		

※ 大学本部のうち、教育学生支援部は独自に情報システム責任者を置く。